

# 政経研究時報

No. 13-2 (2009. 8)

財団法人 政治経済研究所

〒136-0073 東京都江東区北砂1丁目5-4

Tel.03-5683-3325 Fax.03-5683-3326

<http://www.seikeiken.or.jp/>

E-mail:office@seikeiken.or.jp

## 【目次】

オバマ政権の150日 .....	合田寛(政治経済研究所).....	1
民間地域防空団体・防護団の源流 .....	山本唯人(東京大空襲・戦災資料センター).....	8
ポイント・システムに関する新会計基準の影響 .....	松田真由美(政治経済研究所).....	6

## 論 文

### オバマ政権の150日

—オバマノミクスの試練—

合 田 寛

(ごうだ・ひろし 政治経済研究所 主任研究員)

「今日から、われわれは自らを奮い立たせ、ほこりを払い落として米国を作り直す仕事 (the work of remaking America) を再び始めなければならない」

1月20日の大統領就任式で、200万人の市民に呼びかけたこの力強い言葉から150日が過ぎた。果たして初の黒人大統領オバマは、折からの世界金融恐慌を乗り越え、アメリカを、そして世界を再生させる試みに成功しつつあるであろうか。

#### オバマ経済チームの陣容

大統領に当選直後、オバマ氏は政権移行チームを設置し、新閣僚などの人事や政策立案の準備を急いだ。政権移行チームの責任者にはクリントン政権の首席補佐官であり、直近までアメリカ進歩センター (Center for American Progress) の委員長を勤めていたジョン・ポDESTA氏が指名された。同センターはクリントン政権時代の経済スタッフを中心として2003年に設立されたもので、民主

党の政権返り咲きに備えたシンクタンクであった。そういう経過から、新政権の経済チームには、クリントン人脈から多くの人材が送り込まれた。

主だった経済チームのメンバーは、財務長官にチモシー・ガイトナー、国家経済会議 (NEC) 委員長にローレンス・サマーズ、経済回復諮問委員会委員長にポール・ボルカー、そして大統領経済諮問委員会 (CEA) にクリスティーナ・ローマー委員長といった顔ぶれである。これらのうち経済回復諮問委員会はオバマ氏によって新設されたもので、フェルドシュタイン・ハーバード大教授やイメルト GE 会長らがメンバーとして選任されており、政策決定機関ではないが、定期的に大統領に政策提言することとなっている。他方 CEA は経済分析が中心である。

これらの経済アドバイザーのなかでもサマーズがチーフ格の役割を果たしており、毎朝、日々の経済の動きを大統領に報告し、とるべき対応を助言している。サマーズはクリ

ントン政権時代にロバート・ルービンの跡を継いで財務長官に就任しており、ガイトナーはルービン、サマーズの両財務長官の下で財務次官を勤めた。そういう意味で両氏ともルービン直系といえる。ルービンは、ゴールドマン・サックス生え抜きで、クリントン政権の財務長官（95年）を経て、退官後はシティ・グループの会長という経歴で、財務長官時代には金融機関の抜本的な規制緩和を図るグラム・リーチ・ブライリー法の制定（99年）を図ったことで知られている。

また大統領のウォール街寄り人事は、商品先物取引委員会（CFTC）の委員長指名に際しても示された。CFTCは先物取引やオプションなどを規制する当局であり、金融規制の強化を重要課題に掲げるオバマ政権にとって、重要な人事であった。指名されたゲーリー・ゲンスラー氏はゴールドマン・サックスに18年間勤務した後、クリントン政権に入り、99年からルービン長官の下で財務次官を務めた人物である。2000年にボーン CFTC委員長（当時）が店頭デリバティブを規制すべきと提案したのに対して、サマーズの意向を受けて規制に反対し、その結果デリバティブはどこからの監視も免れることになった。デリバティブ（CDSなど信用デリバティブを含む）はその後急速に膨張し、今回の金融危機の大きな原因のひとつを作り出した。

## オバマノミックスに影響を与える人々

オバマ大統領が選挙戦で掲げ、就任演説で呼びかけた国民への約束を実現するためには、まず2期8年にわたって継続した共和党のブッシュ政権のもとで進められた、市場中心主義、小さい政府路線から転換し、それに代わる民主党の政策を取り戻すことが要請される。民主党はクリントンの辞任後、政権奪回のためにシンクタンクやプロジェクトを立ち上げ、政策提言を行ってきた。「ハミルトン・プロジェクト」はその一つである。これは古くからの民主党のシンクタンクであるブルッキングス研究所を拠点にして、ルービン

が主催して2006年に発足したものである。オバマ（当時上院議員）はその設立に当たって、基調講演を行っている。行政管理予算局長ピーター・オルザグ氏も発足時の主要メンバーである。

同プロジェクトは経済政策の原則として、①広い基盤を持った経済成長は強力かつ持続的である、②経済成長と社会保障は相互に強めあう、③市場が十分に応じない分野への効率的な政府活動は経済成長を強める、の3つをあげている。これは要するに、ブッシュ政権時代の経済政策の根底にあった「オーナーシップ社会」構想、すなわち国民は自助と自己責任で稼ぎ、資産を形成すべきであり、政府はそれを支援する役割に徹すべきという立場と決別し、「成長」とともに「分配」や「保障」を重視し、政府の役割を積極的に認めようという立場である。

しかしオバマ大統領がその掲げる理想を本当に実現しようとするれば、旧来の民主党の政策にとどまることなく、それを乗り越えていかなければならない。ノーベル賞受賞経済学者のスティグリッツ（コロンビア大学教授）やクルーグマン（プリンストン大学教授）らの論者は、そうした立場でオバマ大統領に率直な意見を申し立てている。またこうした立場に立脚するプロジェクトとして、EPI（Economic Policy Institute）が立ち上げた「繁栄の共有」プロジェクト（Agenda for Shared Prosperity）がある。EPIは1986年に設立され、勤労者家庭とりわけ中低所得の労働者の生活向上に重点を当てた政策を提言しているシンクタンクである。全国民を対象とした健康保険制度の実現、最低賃金の引き上げや雇用の確保、セーフティーネットの充実などを提言している。「分配」や「保障」を重視する点ではルービンが主導する「ハミルトン・プロジェクト」と同じであるが、ルービノミックスがその前提としてグローバリズムや市場中心主義、金融の規制緩和路線を原則とするのに対して、「繁栄の共有」プロジェクトは、グローバリズムや市場中心主義など

がもたらした弊害を強調し、より根本的な政策転換を提言している。なお EPI のメンバーであったジャレッド・バーンスタインはバイデン副大統領のチーフ・アドバイザーに指名され、オバマ政権の経済政策の立案に関与することとなった。

## 景気対策法案のスピード成立

さてオバマ政権が最初に取り組んだ課題は未曾有の金融危機から脱出するための景気対策法の早期成立であった。同法案は大統領就任直前の1月15日に下院に提出されたが、28日に下院で可決され、2月13日に上院で可決した後、17日に大統領が署名して成立した。提出から成立までほぼ1か月という異例の超スピード成立ということになる。

成立した景気対策法 (American Recovery and Investment Act of 2009) は総額7870億ドル (約72兆円)、GDP の6%に達する史上最大規模の大型経済対策であり、2年間で350万人の雇用を創出することが期待されている。その内容は、①個人減税 (1人400ドル) 及び投資減税 (減税規模2880億ドル)、②環境・エネルギー投資430億ドル、③教育・職業訓練支出530億ドル、④低所得者向け医療支出590億ドル、⑤経済的弱者支援810億ドル、⑥インフラ整備・科学技術振興1100億ドル、⑦州・地方政府支援1400億ドルなどである。

総額の約37%が減税に充てられており (その大半は個人減税)、歳出面でも教育、医療、失業対策などに重点が置かれ、中低所得者層や弱者支援のための支出が手厚く盛り込まれるなど、家計への配慮と景気への即効性が期待されている。この経済対策は多年度にわたる予算であるが、オバマ大統領は歳出の75%は向こう1年間に支出することとしている。

歳出の中で注目を浴びているのがエネルギー関係支出である。オバマは選挙中の08年8月、「米国のための新エネルギー」と題する公約を公表し、今後10年でクリーン・エネルギーの開発などで1,500億ドルの投資を行い、500万人の雇用を創出するというグリー

ン・ニューディール構想を打ち出したが、その最初の具体化である。

## マイホーム救済策

景気対策法が成立した翌日の18日には、オバマ大統領は住宅救済対策を発表した。サブプライム・ローンの破綻は今回の金融危機の原因となったものであるが、住宅価格の下落とローン金利の急上昇によって、ローン総額が担保となっている住宅価格を上回り、ローンの返済に困窮し、多くの人々が家を失う深刻な事態となっている。対策は、①ファニーメイとフレディマックに政府資金を拠出し、低利の借り換えを促進すること、②連邦資金750億ドル (約7兆円) を拠出して、住宅ローン返済額を月収の31%にまで引き下げることなどからなっている。これによって返済が困難となっている900万世帯を対象にして、差し押さえの急増を抑えようとしている。個人の住宅ローンの返済額の軽減のために公的資金を投入するこの支援策は画期的であり、まさにオバマ政権の姿勢を示すものといえよう。

## 金融危機からの脱出策

金融危機対策は、経済政策のなかでも直接ウォール・ストリートの利害にかかわっており、オバマ政権の真価が問われるところである。昨年10月、ブッシュ政権のもとで制定された金融安定化法は、もともと7,000億ドルを上限にして、金融機関の不良債権を買い取るしくみであった。ところが法案成立直後、ポールソン財務長官 (当時) は方針を転換し、これをもっぱら金融機関への資本注入に充てることとなった。しかしその後も金融機関の経営は改善されず、不良債権が積み重なり、貸し渋りが著しくなった。

こうした状況を踏まえて、ガイトナー新財務長官は2月10日、新たに包括的金融安定化策を打ち出した。その主な柱は、①大手金融機関に対する資産査定と資本注入、②不良資産買い取りのための官民共同ファンドの設立、③FRBによる資金供給拡大などという

ものであった。

このうち金融機関に対する資産査定（ストレス・テスト）は、大手19行を対象に、今後2年間に経済環境が極めて悪化した場合を想定し、資本不足額を査定しようとするもので、2月25日に開始、5月7日に結果（The Supervisory Capital Assessment Program）が公表された。それによるとバンク・オブ・アメリカ、シティ・グループなど10行に対して資本不足を認定し、746億ドル（約7.4兆円）の資本調達を要請するというもの。同時に19行全体では最大5992億ドル（約60兆円）の損失が発生する見通しを明らかにした。

しかしこのストレス・テストは、金融機関が抱える SIV（投資目的会社）などバランスシートから除外されている資産や負債、デリバティブなどの取引をどの程度考慮したのか明確ではなく、今後の収益率の動向についても、もっぱら過去のデータに頼るなど、信頼性に大きな問題があることが指摘されている。しかも金融機関の発行する債券についても時価評価を行い、債券の時価が下がれば、その下落分をいわゆる「負債評価益」として計上するという会計ルールが適用されている。これによると経営が悪化すればするほど計上される利益が増えることになり、経営の実態を隠蔽する結果となる。IMF の調査（4月21日）によっても、アメリカの金融機関の累積損失は2.7兆ドルで、今後必要な資本増強額は最大5000億ドルと指摘されている。今回の査定が如何に甘いものかが明白である。

一方不良資産の買い取りスキームについては、3月23日、詳細が公表された。それによると政府と民間が共同で出資して官民共同投資ファンドを創設し、不良債権や証券化商品を買取るというもの。政府が最大1000億ドル（9.7兆円）出資し、民間の資金と合わせて、複数のファンドを創設。FRB や FDIC からの融資と保証を組みあわせ、最大1兆ドルの不良債権を金融システムから分離する。

こうして資本注入と不良資産買い取りの両面から、金融機関の健全化を図るしくみはで

きたが、不良資産の買い取り価格をどうするのかなど残された問題は多く、また規制強化を嫌う金融機関が、すでに受けている公的資金を返済し始めるなど、問題解決にはほど遠い。

## オバマノミクスの展開と財政危機

さて景気対策法が成立してまもない2月24日、オバマ大統領は上下両院で施政方針の演説（一般演説）を行い、その翌々日、中期の財政見通しと2010年度（2009年10月～2010年9月）の予算教書を議会に提出した。一般演説でオバマ大統領は、前ブッシュ政権の下で短期的な利益が優先されことを批判し、単に危機からの回復だけではなく、「持続的な繁栄の新しい礎」（new foundation for lasting prosperity）を築く重要性を強調したが、まさにこの初の予算こそ、新大統領の理念と政策を具体化したものである。

「新しい責任の時代」（A New Era of Responsibility）と名づけられた予算教書の大きな特徴は、医療保険の拡充に向けた基金の創設である。現在アメリカでは医療保険の無保険者が4,570万人（人口の15%）おり、特に多くの貧困者が無保険のまま放置されている。予算案では向こう10年間で6,300億ドル（約62兆円）資金を確保し、これらの人々が保険の適用を受けられるようにしようとしている。財源は必要資金の半分を医療保険の効率化と無駄の排除によって、残りの半分を高所得層に対する税控除の制限などでまかなうこととしている。

中低所得層を重視する姿勢は減税政策にも表れている。予算教書は2月の景気対策法で創設された勤労者向け減税を恒久化する一方、ブッシュ政権の下で成立した富裕者減税を停止しようとしている。所得再分配により中間層の底上げをはかるという基本的な考え方が底流にある。

また予算教書は、競争力を強化するための長期的な投資の拡大に力を入れている。医療保険とあわせ、エネルギー、教育の三分野への長期的投資が、アメリカ経済再生にとって

「絶対不可欠」の要素として位置づけられている。

またこの予算教書は、歳出削減による財政赤字の削減を取り組むべき重要課題として位置づけている。アメリカの財政赤字は、08年度は過去最大の4,590億ドルを記録したが、09年度はその4倍近い1兆7,520億ドル（171兆円、GDP比12.3%）に達し、10年度も1兆ドル超の赤字が見込まれている。しかし予算教書は、今後医療改革、勤労者減税の継続などによる赤字増要因があるが、ペイ・アズ・ユー・ゴー政策（歳出増は別の歳出減か増税でまかなうというルール）の採用、イラク米軍撤退など国防費を含む歳出削減、富裕者向けブッシュ減税の廃止などによって、任期末の13年度は赤字を半減し、5,330億ドルに縮小するとしている。さらに向こう10年間の赤字の累計は、何もしなければ約9兆ドルに達することになるが（ベースライン赤字）、これを2兆ドル減らし7兆ドルに縮小する見通しを立てている。

このように予算教書と財政見通しには、いわば「オバノミックス」とも呼ぶべきオバマ大統領の思想や考え方が色濃く出ており、これまでのブッシュ時代の財政構造を大きく転換しようとする意気込みが強く感じられる。しかし予算教書はあくまで大統領のメッセージに過ぎず、実際の予算は議会で作成するものであり、共和党との折衝の中で、紆余曲折が予想されるところである。

また予算教書が前提している実質GDP成長率は、09年は-1.2%、10年以降は3%台にのせるという前提となっており、IMFの予測（09年-2.9%）と比べても、かなり楽観的な見通しであり、また医療改革に要する費用や、イラク撤退後のアフガンへの増派に要する国防費などを考慮すると、財政赤字半減目標の達成は困難である。

財政再建が予定通り進んだとしても債務が累積し、政府債務残高は09年に8.4兆ドル、10年後には15兆ドルを上回る見通しとなっている。貯蓄率の低いアメリカでこのような巨

額の国債が国内で消化できるものではなく、中国や日本への引き受け圧力はますます強まるであろう。また大量の国債発行は長期金利の上昇を招き、景気の回復を遅らせる要因となり、またドル暴落の引き金にもなりかねない危険性を孕んでいる。

## 金融に対する監督・規制をどう強めるか

最後に、今回の世界金融危機の原因となった投機的な金融機関や金融商品に規制の網をかけることができるかどうかは、オバマ政権の真価が問われる最も重要な課題である。6月17日に公表された金融規制改革案（Financial Regulatory Reform: A New Foundation）の概要は以下のとおりである。

第一に監督機関の一元化の問題である。今回の危機の原因の一つとして指摘されていることは、99年の規制緩和（グラム・リーチ・ブライリー法）以来、銀行業務と証券業務が融合するなど、金融機関が相互に他の業態の金融機関の業務に参入し、あるいはローンの証券化など複雑なしくみを持った新金融商品が急拡大したことである。またヘッジ・ファンドや投資ファンドなど、銀行以外の金融機関（シャドウ・バンク）の活動が急激に拡大し、監督のループ・ホールが生じていることである。

こうした反省をふまえ改革案は、すべての金融機関をより強い監督と規制の下におくこと、類似の金融機関には同じ監督を及ぼすべきこと、とりわけ巨大金融機関については、銀行だけでなく証券・保険も含めFRBが包括的な監督権限を持つべきことを提言している。また金融監督協議会を新設し、監督当局相互の連携を図ること、すべて金融機関が十分な資本充実を図ることなどを求めている。

ヘッジ・ファンドについても他の投資ファンドなどととも、一定規模以上の資産をもつものについて、SECへの登録と報告を義務付けている。また店頭デリバティブや証券化商品について透明化と規律の強化を求め、すべての店頭デリバティブについて取引記録

の記帳と報告を求めている。

改革案のもう一つの柱は金融消費者保護庁（Consumer Financial Protection Agency）の設置である。これにより金融商品の透明化、公正さなどを確保するとともに、金利が数年後に急激に上昇するサブプライム・ローンなど、複雑な金融商品に関して、金融機関が消費者に充分説明するよう義務付けている。

改革案は全文90ページに及ぶ膨大なもので、G20金融サミットなどで合意されたヘッジ・ファンド規制など監督規制の強化の方向性は明確である。しかしFRBに監督の一元化を計ることがはたして危機の再発を防ぐ決め手なのかなど、根本的な疑問もないわけではない。改革案の内容についても、議会での審議の中でウォール街の巻き返しが予想される。

## オバマノミクスのゆくえ

冒頭に述べたように、オバマ政権の経済政策は、そのスタッフの陣容から見れば、クリントン政権人脈、とりわけルービン人脈が大きな役割を果たす体制となっている。この人脈は今日の金融危機の大元を作り出した人々であり、またグローバリズム、市場中心主義を推進してきた人たちである。しかしだから

といってオバマ政権に何の変化も期待できないかということそうではない。ウォール街やその代理人であった人たちも、今までどおりでは自らの首を絞めることになる。現在の危機はウォール街の主導するアメリカ資本主義の危機だからである。

オバマ大統領は、自らを大統領に選んだ労働者、市民を含む圧倒的多数の国民の声を背景に、医療改革など社会保障の充実をはかり、貧困や格差などの問題に立ち向かおうとしている。さらに自由な市場の力を認めつつも、市場をより強く監視する必要を認め、また富裕者中心の政策から、勤労者の生活を重視する方向に経済政策の重点を切り替えようとしている。しかし、こうした政策の展開は、ウォール街をはじめとするアメリカ財界の利害と衝突せざるを得ず、これまで推し進められてきた新自由主義経済路線を乗り越えなければならぬ局面に直面せざるを得ない。今後どのようにしてウォール街を手なずけて改革を促すことができるのか、また議会における共和党の予想される抵抗にどう打ち勝つことができるのか、オバマ政権は大きな試練を迎えている。

---

## 民間地域防空団体・防護団の源流

—青年団関係資料の収集と整理—

山本 唯人

(やまもと・ただひと 附属東京大空襲・戦災資料センター 研究員)

---

### 東京市連合防護団

1932年9月1日、代々木練兵場で東京市連合防護団の発団式が行われた。「防護団」とは、30年、震災復興事業の終結を機に、東京警備司令部、警視庁、東京府、東京市などの首都防衛・治安関係機関が結んだ申し合わせ「東京非常変災要務規約」に基づいて設立された、民間による最初の地域防空団体である。同年10月1日、東京市は震災後の急速

な市街地膨張に対応するため、周辺の郡部を合併、33年8月9日から11日にかけて開催された東京で最初の関東防空演習までに、新市域も含めた全35区で防護団の編成を完了した。

39年、防護団は、江戸の町火消を継承しつつ明治期に整備された「消防組」と合併し、「警防団」へと改組され、東京大空襲時には民間地域消防の根幹をなした。32年の防護団設立は、こうした、有事災害対処を目的する地域民衆動員の「起点」となる出来事として

---

位置づけることができる。

## 労働争議への対抗も

また、土田宏成氏の研究によれば、第1次世界大戦後、陸軍内部で開始された総力戦研究の課題に、20年代ロンドンに吹き荒れたゼネスト対策が含まれており、「防護団」の構想には、労働争議に対抗する、民衆自身による労働争議への対抗組織の育成という意図が込められていた（博士論文『近代日本の「国民防空」体制の形成』、2004年）。日本では、32年、無産政党勢力を結集した「社会大衆党」が結成され、30年代前半は、無産政党運動の歴史的な高揚期にあっていた。34年の東京市電争議には、成立まもない社会大衆党が組織をあげて支援を行い、ここで早くも、防護団は市電の自主運転、交通整理などストライキ対策組織として動員された。

## 無産政党と「防空演習」

無産政党勢力は、「防空演習」を軸にした民衆動員訓練に、満州事変を「帝国主義的侵略戦争」とみなす原則論的立場から反戦運動を展開した。しかし、37年の日中戦争勃発をきっかけに、党中央執行部の方針は「聖戦支持」に転換し、末端黨員に向けて、地域防空活動への積極参加を通じた、「大衆の支持」の拡大が呼びかけられた。特に、36年、スペイン市民戦争におけるゲルニカ空爆、37年、日本軍自身による中国奥地攻撃（重慶空襲など）の開始以降、アジア地域における「都市空襲」の問題は、単なるイデオロギーとしては片づけることのできない大衆政治の焦点になっていたのである。

では、どのような構想がそこに交わされ、また、ほかのどのような対応がありえたのか——「20世紀の課題」に対応すべく、震災後、東京に登場した諸政治勢力・諸集団が、「都市空襲」という問題に「向き合った軌跡」を検証することは、今、新たな危機の時代に、「平和」を構想する民衆史的な根拠をどのように再構築しうるかにつながる課題といえる

だろう。

## 「防護団の編成過程研究」を課題に

以上のような問題意識のもとに、東京大空襲・戦災資料センター戦争災害研究室は、2008年度から「防護団の編成過程に関する研究」を研究課題とし、大原社会問題研究所所蔵「社会大衆党関連資料」から防護団・市電争議に関連する資料の抜粋複写・ファイリングを行なった（『社会大衆党 防護団・市電争議関連資料』）。また、防護団に多くのメンバーを送り出した地域青年団に焦点を当て、（財）日本青年館所蔵の青年団関連資料のうち防護団・防空活動に関連する資料の閲覧・抜粋複写を行なった。青年団関連資料は、①日本青年館が実施した防空（およびその指導者育成）関連事業の資料、②東京市内の青年団体が発行した団報のうち防護団・防空演習関連記事の抜粋という2つの資料群からなる。

①に関しては、09年1月から2月にかけて、（財）日本青年館資料室において資料の閲覧、必要部分のデジタルカメラによる撮影をおこなった。資料は資料センター内にデジタルデータの状態で保管してある。

②に関しては、09年2月から4月にかけて、デジタルデータ化のために現在の保管先となっている敦賀短期大学（多仁照廣教授研究室）で、団報の閲覧・関連記事の抜粋複写を行った。資料は多仁教授研究室保管のデジタルデータからプリントアウトしたものを、資料センターにおいて地域別・29冊のクリアファイル（ファイル名『東京市青年団報 防護団・防空演習関連記事』1～29）にファイリングした。研究成果は、今後、各種研究会報告・論文などのかたちで発表したい。

※資料収集にあたり、安齋育郎立命館大学平和ミュージアム名誉館長、（財）日本青年館の坂野直子氏、掛谷昇治氏、敦賀短期大学の多仁照廣教授、秋山芳子氏、資料整理・ファイリングの面で山岸純子氏、畷田修氏のお世話になった。記して感謝を申し上げる。

論 文 ポイント・システム研究③

# ポイント・システムに関する新会計基準の影響

—ユニテッド航空を事例として—

松田 真由美

(まつだ・まゆみ 政治経済研究所 主任研究員)

これまでポイント・システム 2 回にわたってとりあげてきた。第 1 回「企業通貨ポイントカード」(「政経時報」No. 11-1) では、日本で急速に拡大してきた同システムの概要および企業間を移動するポイント「企業通貨」の現状を、また第 2 回「ポイントカード—消費者保護と財務リスクの拡大」(No. 12-2) では、このようなシステムの拡大による企業への財務的影響、それに伴うシステムの見直しや消費者保護の動向について概観してきた。

企業への財務的影響は会計処理に大きく依存するが、日本のポイント・システムに関する会計基準は国際的潮流とは異なる。しかし、日本でも国際会計基準導入に向けた動きが活発化しているので、同基準による会計処理が日本企業に与える影響を考える必要がある。そこで、システムの中核にある航空会社に焦点を当て、日本に近い会計処理から国際会計基準と同様の方法への変更をおこなったユニテッド航空を事例としてみていきたい。

## ポイント・システムの会計処理

ポイント・システムの普及に伴い、2007年国際会計基準による解釈指針が適用された。

右表は会計処理の違いを示している。日本では、ポイント発行時にポイント相当分を含めて売上高となるのに対し、解釈指針ではポイント相当分を売上高より控除し、繰延収益として負債とする。その後、消費者がポイントを使用して初めて発行したポイント相当分が収益に計上できる(以下繰延収益法)。

また、企業間を移動するポイント(「企業通貨」)は、企業間の財産移動により負債が消滅し、ほとんど収益には結びつかない。しかしポイントが失効した場合には、収益に振り替えることができる。

## ユニテッド航空のマイレージ・システム

1980年代より航空会社はポイント・システム(マイレージ・システム)を導入しており、人気の高いサービスである。

ユニテッド航空もそのようなシステム「マイレージ・プラス」を提供する米航空会社である。会員は毎年約 2 万人が加入し、現在約 5,400 万人にのぼる。

「マイル」は企業による任意のサービスであるから、企業はシステムの変更および廃止を自由に行なうことができる。事実、ユニテッドもその規約に「すでに累積されたマイルまたは証書の価値に及ぼす変更、廃止を含め、事前の通知の有無を問わず、プログラム規則、規定、特典、参加の条件およびマイルなどの一部または全体を、随時変更または廃止する権利を保有します」と明記している。

そのため、GM やクライスラーと同様に破産法 11 条の申請を行なった際、マイルの失効が危惧されたが、経営再建中でありながらもサービスは継続的に提供されている。

	日本	米国基準	国際会計基準
会計基準	個別の会計基準は存在しない 一般的な会計基準に則り会計処理	EITF00-21 EITF00-22 EIRF01-9	IFRIC13 (解釈指針)
発行時	ポイント発行の対象となる商品の販売を計上	ポイント相当分については、将来使用が見込まれる部分について、売上から控除するとともに負債に計上または費用処理	ポイント相当分については、将来使用が見込まれる部分について、売上から控除するとともに(繰延収益として)負債に計上
使用時	ポイント使用に応じて費用処理	ポイント発行時点売上から控除していた場合 ポイント使用に応じて売上計上	ポイント使用に応じて売上計上
期末時	未使用残高について将来使用が見込まれる部分を引当処理	なし	なし

金融庁「ポイント及びプリペイドカードに関する会計処理について(改訂)」抜粋



ユナイテッドでは会員が次のようなことを行なった場合、マイルを付与している。

- ① 飛行機への搭乗（クラス、距離に応じ異なり、他の航空会社であっても獲得可能）
- ② 提携クレジットカードの利用
- ③ 提携パートナー企業での買い物
- ④ 提携金融機関からの借入、住宅ローンの返済  
付与されたマイルは特典として、航空券、座席のアップグレード（クラス）、レッド・カーペット・クラブ会費（空港でのラウンジ使用などユナイテッドが有料で提供するサービス）、ホテル宿泊券やギフトカードなどと交換できる。

### 繰延収益法とその影響

多くの航空会社は、マイル特典による旅客収入はとるに足らず、総乗客に対し特典航空券を利用する乗客の割合もわずかであるとの理由で、繰延収益法の適用を可能としながらも実際にそのような会計処理を選択することはなかった(Peter S. Morrell, *Airline Finance*, 2007)。

つまり、繰延収益としての負債額やマイル特典からもたらされる収益はとるに足らず、開示の必要性はないとも受け取れる。そこで、繰延収益法の影響をみてゆきたい。

#### (1) 繰延収益法の適用

もともとユナイテッドは、マイレージ・プラスに係る「繰延収益」を負債計上していた。それは、旅客サービスに付随して発行された未使用マイルの引当金および特典航空券等から生じる燃料、食事、保険といった将来の費用増加分であり、現在日本で行われている会計処理に近い。

2005年度マイレージ・プラスにより約8億ドルの収益を得たユナイテッドは、同システムを重要な収入源と捉えていた。

2006年度より繰延収益法を適用し、マイル相当分約1.58億ドルが繰延収益として控除され、マイレージ・プラスによる収益は約6億ドルにとどまる。

繰延収益は「公正価値」つまり将来使用さ

れるポイントの価値が負債となるが、それまでの繰延収益とともに再評価した結果、前年度の9.23億ドルの約4倍、36.8億ドルまで増大した。

#### (2) 公正価値の測定の複雑さ

公正価値は、次のような提供される特典内容を勘案し測定される。

- ① ユナイテッド航空もしくは提携航空会社の航空券
- ② クラスの違い（ファースト、ビジネスなど）
- ③ 国内線もしくは国際線
- ④ 旅客サービス以外の特典（ホテル宿泊券他）

これは、既存のデータを用いて会員による将来の交換パターンを推測しなくてはならない。しかし、サービスの拡大で新たな特典を追加すれば、会員の行動は大きく変わる可能性があり、既存のデータは援用できない。さらに、①の提携先航空券もまた、必要マイル数変動し、将来の交換比率を推し量る必要があることから、公正価値とは推定値であることは否定できない。

2008年度の繰延収益は3.22億ドルとしながらも、仮に将来使用が予測されるマイル数に1%誤差が生じた場合には5000万ドルの負債の増減につながる事が明記されている。

#### (3) マイルの有効期限と繰延収益

いったん計上された繰延収益は、会員によるマイルの使用または有効期限が失効するまで減少しない。

マイルの有効期限を長く設定することは、繰延収益を長期的に負債にとどませるのみならず、会員の特典交換に対する影響や、マイルの失効率の低下へとつながる。

2006年度繰延収益として多大な負債を抱えることになったユナイテッドは、将来の負債の増大を懸念し、2007年初頭マイルの有効期限の短縮を公表した。

それまでは有効期限を最後のマイル獲得もしくは使用した後36ヶ月としていたが、18ヶ月に改正し、適用を決算日である2007年12月31日とした。

これにより失効したマイル相当分2.46億ド

ルはすぐに収益へと計上されている。

未使用マイル残高は、2006年から2008年までに5,088億、4,884億、4,782億へと減少しており、さらに、2008年度にはマイルの失効率を15%から24%にまで上昇させ、この違いは単純に計算しても4.5億ドルの繰延収益の軽減につながったと推測できる。

#### (4) パートナー企業契約と繰延収益

提携クレジットカード会社は、買い物金額に応じて同会員へマイルを付与するために、事前にユナイテッドよりマイルを購入している。

日本では、このようなマイルの販売を付帯事業収入として扱っているが、ユナイテッドの場合、マイルを販売した時点で、「事前購入マイル」として負債認識している。その後、クレジットカード会社が同会員にそのマイルを付与した時点で、事前購入マイルは繰延収益と、マイル販売による収益とに分けて計上される。

提携クレジットカード会社には数年に渡るマイルが事前に販売されたこともあり、2008年度、固定負債に事前購入マイルが総額10.87億ドル計上されている。

このようなマイル販売は、収益に貢献する反面、クレジットカード会社が同会員にマイルを付与し、同会員がマイルを使用するまで事前購入マイルや繰延収益として負債にとどまることになる。また、同会員はマイルを付与された後に18カ月のマイル有効期限が適用されるため、ユナイテッドが直接マイルを付与するよりもむしろ長期にわたり負債として残さざるをえない。

#### (5) ユナイテッドかユナイテッド以外か

繰延収益を収益につなげるためには、会員によりユナイテッドが提供する旅客サービス特典と交換してもらうことが肝要である。

2005年度ユナイテッド以外の航空券への交換は、ユナイテッドに搭乗するよりも費用が増大することを明らかにしている。繰延収益法を適用した場合、ユナイテッド以外の航空

券は公正価値を押し上げ、負債を増加させ、収益には貢献しない。

このようなことから、マイルを自社で使用してもらえるよう努め、2008年度ユナイテッドで使用されたマイルは89%と、前年度の88%から増加している。しかし、2009年より航空券以外の特典内容の拡大を予定しており、収益に結びつかない繰延収益が一層増大する可能性がある。

#### 日本の航空会社への影響

ユナイテッドを見る限り、日本に近い形でマイレージ・システムの財務的影響を認識していた。しかし実際の繰延収益法の影響は決してわずかとはいえない。2008年度末における繰延収益や事前購入マイルは負債総額の約3割を占めており、それは収益に結びつくかどうか焦点となる。また状況に応じ、今後もシステムが改正される可能性は否定できない。

一方、日本の航空会社については、国際会計基準が適用された場合、次のような点より、ユナイテッド以上の影響が懸念される。

- ①マイレージ・システムを一切開示していないことによる適用時の多大なる影響
- ②閑散期、繁忙期に応じた特典航空券に必要なマイル数の変動および提供特典サービスの拡大による、公正価値の測定の複雑さ
- ③複数のクレジットカード会社および多岐に渡るパートナー会社との提携による負債の増大と長期的な顕在化
- ④有効期限の長期化によるマイル失効率の低下による負債の増大
- ⑤企業通貨の活発化による、収益に結びつかない繰延収益の増加

このような影響を低減させるためにはシステムの変更を行う以外にはなく、繰延収益法の日本企業への適用はサービス低下につながる可能性を持っている。